



足立区教職員向け  
L G B T マニュアル

令和 3 年 月

足立区教育委員会

教育指導部教育指導課

目次

第 1 部 足立区 LGBT ガイドライン抜粋版（学校教育編）・・・ 3

第 2 部 足立区 LGBT 教職員対応マニュアル（日常生活編）・・・ 6

足立区 LGBT 教職員対応マニュアル（個別相談編）・・・ 9

第 3 部 Q & A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第1部・足立区LGBTガイドライン抜粋版（学校教育編）

### 学校内の支援体制

#### <学校が取り組むべき対応>

いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るとの認識の下、「いじめを許さない」を学校全体の方針とし、教職員や児童生徒が見えるところにその旨を示したポスター等を掲示する。

#### <性の多様性について知ることができる環境整備>

性の多様性に関する解説書や、当事者が自身の経験を綴った書籍などを学校図書館に配架する。

また、養護教諭は日頃より子どもたちから相談を受ける機会が多いことから、学校図書館のみならず保健室にも配架する。

### 教職員等の理解のための取り組み

#### <教職員自身が理解を深めるために>

教育委員会主催の研修等への積極的な参加や、校内研修の実施など、正しい知識を取得する機会を活用する。

### 子どもに対する指導について

#### <教職員から子どもたちへの指導>

性の多様性について、正しい知識をもち、授業や進路指導など学校生活のあらゆる場面で、子どもたちが多様性を尊重する気持ちをもてるように指導する。

## 学校生活、施設利用における配慮

学校生活で法律上の性を基準とした区分けがなされることに抵抗を感じる方もいます。

しかし、多くの子どもたちが在籍する学校においては、学校のルールや設備上の制約などにより、必ずしも当事者の意向が十分に反映できるとは限りません。その場合でも、画一的な対応ではなく、当事者の希望にできるだけ添えるよう十分話し合い、下記の例示を参考に対応をとりましょう。

### <場面別対応例>

項目	学校における支援の事例
服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。</li> </ul>
髪型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （法律上男性のケース）標準より長い髪型を、一定の範囲で認める。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的トイレや教職員用トイレの利用を認める。</li> <li>・ 自認の性別に沿ったトイレの利用を認める。</li> </ul>
更衣を伴う場合 （体育、プール、宿泊 行事、健康診断等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き教室や保健室、多目的トイレの利用を認める。</li> <li>・ 着替えの時間をずらす。</li> <li>・ （宿泊行事の場合）職員控室の利用を認める。</li> <li>・ （健康診断の場合）本人や保護者の了解を得た上で、受診時間をずらす。</li> </ul>
水泳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （法律上男性のケース）上半身が隠れる水着やラッシュガード等の着用を認める。</li> <li>・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。</li> </ul>
呼称の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者によっては、性別が類推される氏名の使用に抵抗感がある場合がある。 その際は、可能な範囲（通知表を含む校内文書等）で通称名の使用を認めることを検討する。</li> <li>・ 必要なとき以外はフルネームで呼ぶことを避けるなど、本人の心情に配慮する。</li> </ul>
名簿の使用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女混合名簿を基に出席番号を設定し使用する。なお、健康診断の際には男女別名簿を使用することを可能とする。 →令和3年度より上記の取扱いとする。</li> </ul>

## 課外活動等における配慮

課外活動等、通常の授業と異なる場面では、法律上の性別によって役割が設定されることが多くなります。

このことは、法律上の性と性自認が異なったり、性的指向が非典型であったりする子どもたちにとっては、精神的な苦痛を伴う原因となります。

そのため、本人と十分に話し合った上で適切な対応を取りましょう。

## ＜場面別対応例＞

項目	学校における支援の事例
①運動部 ②運動会・体育祭 ③合唱コンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自認する性別での参加もできるようにする。性別によって役割の選択肢が制限される場合（①大会等の規定により定めがあるもの、②体力の差により、本人や周囲の子どもに危険が伴う、③声の高低が合わない、など）では、極力本人の希望に沿えるような対応を取る。</li> <li>・ 希望の役割を与えられない場合でも、本人がやりがいをもって臨めるような別の手段（②体力の差が影響しない種目に参加させるなど）を考える。</li> </ul>
④宿泊行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋割りや浴室の使用に配慮する（職員用の個室・浴室等を使用させるなど）。</li> <li>・ 本人が同意した場合は、施設管理者へあらかじめ知らせ、適切な配慮を求める。 →本人が望まない場合は子どもを特定し施設管理者に伝える必要はない。 ただし、多様な性的指向・性自認に困難を抱える子どもたちに対する配慮の必要性への理解を求める。</li> </ul>

## 参考

・ 足立区LGBTガイドライン（令和3年3月）

## 第2部・足立区 LGBT 教職員対応マニュアル（日常生活編）

第  
2  
部

### 1 日常の言動で気を付けること

#### （1）対応の基本

- ・ 性的指向や性自認は人により異なることを前提に対応する
- ・ 固定観念や先入観、偏見をもたない
- ・ 性別や関係性を決めつけるような表現は避ける

#### （2）性を限定した発言をしない

- ・ 夫、妻、旦那様、奥様 → 配偶者、パートナー、お連れ合い
- ・ 男らしい、女らしい → ○○さんらしい
- ・ お父さん、お母さん → 保護者の方、ご家族の方
- ・ 彼氏、彼女 → 恋人

#### （3）避けた方がよい言葉や概念

- ・ 性転換手術 … 実態に合わないため、使わない方がよい。→性別適合手術
- ・ オカマ … いわゆる「女っぽい」等を指す言葉だが、侮蔑的なニュアンスが強い。
- ・ オナベ … いわゆる「男っぽい」等を指す言葉だが、オカマ同様に侮蔑的なニュアンスを含む。
- ・ おとこおんな … いわゆる「男っぽい女」を指す言葉だが、オカマやオナベと同様に侮蔑的なニュアンスを含む。
- ・ オネエ … 女性的に振る舞う男性で、ゲイに限らない。
- ・ ニューハーフ … 主に飲食店やショービジネス界で働くトランスジェンダー女性を指す。トランスジェンダー当事者の中には侮辱的と感じる人もいる。
- ・ レズ … レズビアンレズビアンの短縮形だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたため避けるべき言葉。
- ・ ホモ … ゲイを指すことが多い言葉だが、歴史的に侮蔑的な意味合いで使われてきたため避けるべき言葉。

## 2 具体例

- 先生A「LGBT問題の研修会のお知らせを見たけど、そういう生徒にあったことないから、正直、必要あるのか、ぜんぜんピンと来ないんだよね。」  
先生B「とりあえず、ウチのクラスにはいませんね。」
- 先生の実感としてはそうなのでしょうが、果たして「いない」と言えるのでしょうか。調査によっては、LGBT層（LGBTを含む性的少数者）の割合は8.9%とされ、40人学級に換算すると1クラスに3～4人の当事者がいることとなります。左利きの人の割合と同等です。
- 学校の構成メンバーには、児童・生徒以外に、教職員、保護者、部活動のコーチなども含まれます。そうしたメンバーの中にも当事者がおりますし、職業選択や家庭内の役割分担で、既存のジェンダーを越境した生き方をしている人も大勢います。先生Bが、当事者である可能性もあります。
- 「いない」のではなく、「安心して名乗り出ることができる環境にない」と捉え、当事者がいることを前提とした言動に注意しましょう。

- 生徒「あのう、修学旅行のときに、自分、大きなお風呂じゃなくて個別の風呂、使いたいんですけど…。」  
先生「どうして？そんなの、わがままだろう。」
- 体育の着替えの時間が嫌い。からだに違いが出るようになると、自分のからだについて何も言われなくなかったので、できるだけ素早く着替え、見られないようにした。先生に相談したが、取り合ってもらえなかった。
- 宿泊行事は、課外活動の中でも期間が長期で、団体行動が基本となり、スケジュールも過密です。中でも入浴は、決められた時間帯で、男女別到大浴場で済ますこととなりますが、当事者にとってはそのことが原因で参加を断念するほど深刻な問題です。
- 当事者たちは、自身の意思と無関係に、性別に振り分けられたところから学校生活をスタートします。それでも学校生活を続けていくために、声をあげて周囲に理解を求めたり、あるいは人知れずそれを回避する道を見付けたりして、困難を一つずつ乗り越えていくこととなります。
- 児童・生徒の要望を「わがまま」と脇に置いてしまうか、自分がその児童・生徒だったら、それを言い出すのにどれくらい勇気を要しただろうかと想像するかは、相談者たる教員として大きな分かれ道です。
- 学校側で、そういった子供たちからの相談を受けられるような支援体制をつくり、独自の着替えスペースを用意するなどの柔軟な対応ができるようになるとういでしょう。ただし、その生徒が個室を使う理由を知りたがる生徒もいるでしょうから、アウトティングにならないよう、プライバシーの保護に留意する必要があります。

- 生徒A「おまえ、ナヨナヨして女みたいだな。コッチか？」  
生徒B「絶対に違うわ。オレ、そんなキモいもんじゃない。」
- 廊下でじゃれ合っている2人の男子を目撃した先生が、笑いながら「おまえら、ホモか！」と言  
い、周囲の生徒も「気持ち悪い～」と笑った。
- どこにでもある光景に映るかもしれませんが、ここには以下の暗黙の了解が隠れています。  
男性なのに女性的な言動をする人間は、男性同性愛者である。  
男性同性愛者を笑いものにしてよい。  
もし、男性同性愛者であると疑われたら、即座に否定する。
- このことによって、以下の見過ごせない問題が浮上します。  
性的少数者を笑いものにしてている。  
性的少数者を笑いの対象にすることが、集団の中で承認されている。  
上記2つによって、性的少数者がカミングアウトできない環境を作っている。
- このような場面に遭遇したら、「なぜ、それがおかしいの？」と粘り強く問いかけてください。最  
最終的に、「みんなが笑っているから」という回答をするはずです。「みんなが笑っても、先生は笑  
わないな。おかしくないもの。」というところから、始められることがたくさんあります。

- 生徒「今日、自分が同じ性の人を好きになるって先生に相談したこと、だれにも話さないでくだ  
さい。」  
先生「このことは、親御さんは知ってるの？」  
生徒「いいえ、話したの、先生がはじめてなんで。」
- 最初にかミングアウトした相手が親だという子は本当にまれです。多くの当事者が「親友に最初  
に話した」という中で、「学校の先生に話した」という子も一定数います。学校生活の中で、どう  
しても改善して欲しいことがあるとき、トラブルに見舞われたとき、やはり相談するのは先生し  
かない、という状況があるのでしょうか。
- もっとも身近で日常的に接している親へのかミングアウトの結果は本当に様々です。「今まで気  
づいてあげられなくてごめんね。話してくれてありがとう。」「でも、あなたはあなたで、変わり  
ないじゃない。」といった肯定的な反応もあれば、「私が妊娠中にいろいろストレスがあったから、  
こんなことになったのかも。」「孫の顔を見ることはできないのか。」という否定的な反応もあ  
ります。このようなことが想像できるため、親への相談が後回しになるのでしょうか。
- 結果として、これまで以上に親子の絆が深まる場合はいいのですが、親の側が受け入れられず  
不安定になって、以後一切そのことに触れない態度を取る場合が問題です。その場合、子供は家  
庭でも居場所を失うことになるので、自殺を考えるとところにさえ追いつめられるのです。
- こうしたリスクを考慮すれば、当事者の児童・生徒からカミングアウトされた後、口外しない  
という本人との約束を守るのは鉄則です。たとえその相手が保護者であっても、むしろ保護者だか  
らこそ、不用意な形で教員からアウティングすることは事態を混乱させ、児童・生徒との信頼関  
係を決定的に損ねることにつながります。
- 相談相手として選ばれた先生にも、こうした場合への対処の経験が少なければ、指導上の迷いが  
起こり、同僚や保護者と共有したくなるものです。判断に迷った場合、緊急対応が必要な事態（自



殺が懸念される失踪など)でない限り、専門家に相談してみるという選択肢があります。

- ・ 「よりそいホットライン」という電話相談窓口では、SOGIに関する悩みも含む、様々な相談を受けています。当事者本人にもぜひ進めて欲しいと思います。

- ・ 生徒「部活の相談なんですけど、ここの硬式野球部、女子も入れますか。」  
先生「ソフト部じゃなくて？」

- ・ 学校生活においては、教科活動と同様に、部活動も重要な構成要素です。ときには勉強以上に、当人の可能性を拓げ、人間形成に大きく貢献することもあります。
- ・ しかし実際には、部活動の場合、男女別の対応があらゆる局面について回るため、このような申し出は当人の問題のみならず、一緒に活動する児童・生徒たちにも大きな影響を与えることになります。
- ・ 今相談に来ている児童・生徒が何を求めているのか、それに対して、まず1人の教師として自身にできることは何かを考えることが大切です。混乱を避けて門前払いにするのか、直接担当する顧問やコーチと可能性を探るのか、問われるのは相談を受けた先生の姿勢です。

- ・ 生徒「先生、自分はこれからも自分のままで、大学に通ったり、就活したり、結婚したりできるかな？」  
先生「君がそうしたかったら、先生は応援するよ。」

- ・ LGBT当事者である児童・生徒たちが、学校生活の中でつぶれてしまわないように、そして自分に誇りをもって生きていけるようにすることは、環境づくりのリーダーである先生たちの大切な仕事です。
- ・ 学校を送り出した後も、求められたらぜひ支えになってください。
- ・ LGBT当事者が社会生活を営むにあたり、様々な困難があります。思春期を支えてもらった先生に、卒業後もいざというとき相談ができることは、素敵なことです。

- ・ 生徒A：部活の顧問の先生が、「〇〇くんはかわいいから、生徒Aにあまり近づくと襲われちゃうよ。」と他の生徒に言っていたと間接的に聞き、職員室で顧問に抗議した。

- ・ もしかしたら先生は、Aさんの性的指向に理解を示していて、軽い冗談の一種としてそのように言ったのかもしれませんが、結果としてAさんは深く傷つきました。Aさんの場合、先生に抗議する勇気がありましたが、必ずしも抗議できる人ばかりではありません。
- ・ また、こうした発言には、「男というものは、異性とみるや、襲いたくなる生き物である」という発想も隠れています。
- ・ たとえ冗談めかした言い方でも、当事者を激しく傷つける、非常に差別的な、許されない言動です。この事例は教師が差別的な言動を行っているため、より重大な問題です。

- ・ 友達に「ゲイだ」と陰で言われる。先生に相談すると、先生は突き放すように「でも、実際はゲイじゃないだろ?」と言い、とっさに「はい」と答えてしまった。先生に相談することはあきらめた。
- ・ 生徒同士でホモネタを言われたくらいなら、まだ「知らないんだな」「今はしかたない」と我慢できたが、先生が同じようなことを言ったときは、「大人ですら味方になってくれないんだ」という絶望感をもった。
- ・ 相談を受けた先生が、「実際はゲイじゃないだろ?」と即座に否定してしまったことには大きな問題があると言わざるをえません。
- ・ 「まさか、本当にゲイであるはずがない」という思い込みだったのか、「本当にゲイだとしたら面倒だな」という気持ちだったのかはわかりませんが、どのクラスにも数人はLGBTの生徒がいておかしくないという認識があれば、そのようには言わないでしょう。
- ・ LGBT当事者が自身の性的指向や性自認を肯定的に受け入れ、確固としたプライドをもつというのは、なかなか難しいことです。そのような中、教師など当事者を支援する立場の大人の言動はとても重要です。生徒からのSOSに対して、とっさに口にした言葉によって、その生徒が傷つき心を閉ざしてしまうようなことがないように、日頃からLGBTのことを学び、心の準備をしてください。

- ・ はじめてカミングアウトした先生から「困っていることはない?お手洗い」と言ってもらえたが、「そうです、できれば男子トイレ…」と言う前に、「それなら『だれでもトイレ』があるからぜひ使って」と言われてしまった。
  - ・ 性自認が非典型的な児童・生徒に対し、一方的に「だれでもトイレ」を使わせる。
  - ・ 多目的トイレが教室から遠く離れている場合、休み時間の間に用を足せないという問題も起こりえます。当事者の中には、多目的トイレの利用を望む子もいれば、性自認に沿って男子あるいは女子トイレの利用を望む子もいます。
  - ・ もし性自認に関してカミングアウトを受け、トイレについて相談された場合は、安易に多目的トイレの使用を進めるのではなく、まず本人の意向を聞き取ってください。
- ① 本人がどのような対応を望むか、あるいは望んでいないのか  
学校の対応を望む場合はもちろん、望まない場合も考えられます。困っているけれど、ことを荒立てたくない、周囲に性自認を知られるようなことはしたくないという場合もあります。無理強いわせず、子供の要望に寄り添いながら支援を進める姿勢が大切です。
- ② その要望をどの範囲に共有して良いのか  
本人の望む範囲を超えて、他の教員や保護者に性自認を知られてしまうことによる二次被害を防ぐということです。本人の知らないところでうわさが広まって、別の教員から性自認の話をされたりすれば、子供は困惑し、相談した先生への信頼も失ってしまいます。また、保護者へのアウトティングは、子供が家庭で責められること、ひどい場合には虐待につながります。
- ・ もしも、トランスジェンダーの生徒が性自認に沿ったトイレの使用を望む場合、本人の同意を得た上で、管理職など関係者との調整が必要になります。実現するまでの間、当面は多目的トイレの使用を求める場合もあるでしょうが、その際にも、今回のケースのような問題を念頭に置いた配慮が必要になります。できるだけ子供たちの立場に立ち、柔軟な対応をすることが求められます。

- ・ 制服が義務づけられていて、仕方なく指定されたスカートを着用していた。しかし、スカートの丈が短いと過剰に女の子に見られると思い、丈を長くしていたところ、女装のお笑い芸人に似ているとからかわれた。スラックスの制服を選択できていれば、悩まなくてよかったのに…。
- ・ おうちの方が、「女の子なんだから、セーラー服で登校しなさい！」
- ・ 制服の選択ができるのは、LGBTの生徒に限られると説明する。
- ・ 自身を男性と自認するF t Mトランスジェンダー（トランス男性）にとって、スカートを強要されることは本当に苦痛です。性別に関わらず、スラックスやスカートを自由に選択できるようになっていれば、こうした問題は起こらないはずです。
- ・ 事例の生徒さんは、スカートが嫌だという気持ちははっきりしていましたが、自身がトランスジェンダーであることまでは、はっきり認識していませんでした。そのモヤモヤした感情も、ストレスにつながります。このように、望まない性別での学校生活を強要されることには、大きなストレスが伴います。

- ・ 親友になった友人を好きになり、手紙に書いて渡したところ、友人は戸惑い、担任に相談した。担任は、まるで私が悪者であるかのように「同性に告白するなんて」と私の親に注意をして、親から怒られる羽目になった。私はその後不登校になった。
- ・ 同性の人が好きになったが、思いを伝えられないでいた。そんな折、仲良くなった同性の友達にその思いを相談した。親身に話を聞いてくれたが、その後、私を取り巻く環境がすっかり変わってしまいました。みんな私の方をみてうわさ話をしていて、明らかに奇異の目で見られていると感じました。確かに、「誰にも言わないで」とはっきりとは口止めしていなかったものの、プライベートな話をそんな風に広められるとは思っていませんでした。「同性を好きだという気持ちは、誰にも言ってはいけないことなんだ」と悟りました。
- ・ 同性が好きであることを告白されて戸惑い、自分だけでは抱えきれず、本人の許可を得ることなく他の人に相談してしまう。起こり得る反応かもしれませんが、決して「あるある」で済ませられる話ではありません。
- ・ アウティングされた本人は、「裏切られた」と感じ、大きなショックを受けます。事例の生徒は、学校に行くことができなくなってしまいました。
- ・ 先生や親が「同性に告白するなんて」と子供を叱ると言った「SOGIハラ」が起こってしまっているうちは、生徒は自分の性的指向を誰にも相談できず、孤立してしまいます。
- ・ 当事者から相談を受けた場合、それを本人の許可なく第三者に言ってしまうよう最大限の注意を払ってください。必ず本人に、どこまで言ってよいかというカミングアウトの範囲を確認するように心がけましょう。

- ・ 生徒「部活の相談なんですけど、ここの硬式野球部、女子も入れますか。」
- ・ 先生「ソフト部じゃなくて？」

- ・ 学校生活においては、教科活動と同様に、部活動も重要な構成要素です。ときには勉強以上に、当人の可能性を拓げ、人間形成に大きく貢献することもあります。
- ・ しかし実際には、部活動の場合、男女別の対応があらゆる局面について回るため、このような申し出は当人の問題のみならず、一緒に活動する児童・生徒たちにも大きな影響を与えることになります。
- ・ 今相談に来ている児童・生徒が何を求めているのか、それに対して、まず1人の教師として自身にできることは何かを考えることが大切です。混乱を避けて門前払いにするのか、直接担当する顧問やコーチと可能性を探るのか、問われるのは相談を受けた先生の姿勢です。

- ・ 現在教員をしているが、校長をはじめ同僚の先生、生徒たち、保護者、恩師、クラス会、父母など、あらゆる人たちが毎日のように「そろそろ身を固めたら」「早くかわいい嫁さんをもらえ」「孫の顔が見たい」と言ってくる。仕事のストレスから鬱病を患い、希死念慮の症状もある。
- ・ 本当は同性が好きなのに、周囲が理解・支援してくれると思えないから、いうわけにはいかない。しかし言わずにいと、「結婚こそが幸せ」「結婚して一人前」という同調圧力にさらされます。それは当事者にとって、地獄のような苦しみです。
- ・ 事例の当事者が鬱病を患ったのは、仕事が原因とは述べられていますが、周囲に本当のセクシュアリティを言えず、結婚圧力に苦しんできたストレスも原因かもしれません。
- ・ 「世の中には異性愛者しかいない」「恋愛や結婚は男女間でするもの」という思い込みや決めつけを払拭し、同性を好きになる人もいる、同性と結ばれてもいいのだと理解し支援できるような【アライ】の存在が求められています。
- ・ 例えば、「早く結婚しろ」「いい人はいないのか」と問い詰められている人がいたら、もしかしたら異性を求めているのかもしれないと感じ、うまく話の流れを替えたりして、その場の空気から解放してあげると感謝されるかもしれません。
- ・ 当事者かどうか分からない場合でも、「私はアライだよ」というサインを示す続けることで、陰ながら救われる人が、きっといるはずです。

- ・ 体育で男子と女子で別の課題が決められているのが嫌。教室の中で座る席が、男女できっぱり分けられていることにも違和感がある。
- ・ 男女別の制服やトイレ、更衣室の問題は、トランスジェンダーの生徒にとって深刻な課題でしたが、事例の生徒が体験したように、授業の内容を男女で一律に分けてしまうシステムは、多くの生徒にとって苦痛や違和感を引き起こす要因になりえます。
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年度告示）解説保健体育編（平成29年7月）は、「体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である」としています。
- ・ 少しでも柔軟な対応や、当事者に対する適切な配慮ができるよう、先生方の工夫が期待されます。

## 4 進路指導における対応

性的指向・性自認が非典型であるということになると、特定の著名人等のイメージからステレオタイプ的にその人の性格や他者との関係性を決めつけてしまうことがあります。しかし、ある人の性格や将来像などは、性的指向・性自認からのみ制限を受けるものではありません。児童・生徒一人一人と向き合い、先入観なく進路指導を行うことが求められます。

そのためには、性的指向・性自認が非典型である人が実際にどのような職に就き、どのように生活しているか等の新しい情報を教職員、児童・生徒ともに知る必要があります。そうした情報を専門機関等から取り寄せて参照すると、より具体的で有効な指導に結びつきます。

学校において、性的指向・性自認に基づく差別やいじめを許さない旨を方針下し、方針を示したポスターなどを掲示したり、校則に盛り込んだりに対応している状況であれば、性的指向・性自認が非典型である卒業生を講演等の機会を設けて招き、卒業後の生活等について話してもらうことも考えられます。身近なロールモデルがない児童・生徒にとって、同じ学校の卒業生に似た境遇の人がいるということ、その人がしっかり社会生活を送れているということは、強力な心の支えとなります。同じ学校の卒業生が見つからない場合、同じ地域出身の他校の卒業生等にもお願いすることも考えられます。

## 5 関連書籍の用意 →学校図書館及び保健室等に、関連書籍の配架を行う。

## 関連書籍の例

- ・ 「あおいらくだ」（北樹出版）
- ・ 「くまのトーマスはおんなのこ ジェンダーとゆうじょうについてのやさしいおはなし」（ポット出版プラス）
- ・ 「『ふつう』ってなんだ？ LGBTについて知る本」（学研プラス）
- ・ 「13歳から知っておきたいLGBT+」（ダイヤモンド社）
- ・ 「性の多様性ってなんだろう？」（平凡社）
- ・ 「王さまと王さま」（ポット出版）
- ・ 「ピンクがすきってきめないで」（講談社）
- ・ 「LGBT なんでも聞いてみよう 中・高生が知りたいホントのところ」（子どもの未来社）

## 参考

- ・ 足立区LGBTガイドライン（令和3年3月）
- ・ 令和2年度人権教育研修会「多様な性的指向・性自認と人権」LGBT法連合会事務局代理 下平 武氏 資料
- ・ LGBT法連合会(2019)「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」
- ・ 「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン(第2版)」一般社団法人社会的包括サポートセンター(令和元年3月31日)
- ・ はじめよう！SOGIハラのない学校・職場づくり 性の多様性に関するいじめ・ハラスメントをなくすために（令和元年7月 「なくそう！SOGIハラ」実行委員会）

# 足立区 LGBT 教職員対応マニュアル（個別相談編）

“相談しやすい先生”であり続けることが大切。身近な「相談できる人」に！

## 子どもから相談を受けたときの手順 及び 留意点

### （1）手順

#### ① 聴く

- ・始めて人に話すという子どもも少なくありません。
- ・安心して話せる環境をつくり、傾聴してください。
- ・「話してくれてありがとう」を伝えるなど、その子が今後も安心して相談できるような声かけをしてください。

#### ② 一緒に考える

##### 知っているほしい

自分のことを知っているほしい、受け入れてほしいと感じている人

- ・傾聴し、いつでも相談できるような関係を構築します。

##### 困っている

実際生活で困っていることがあり、解決のために相談する人

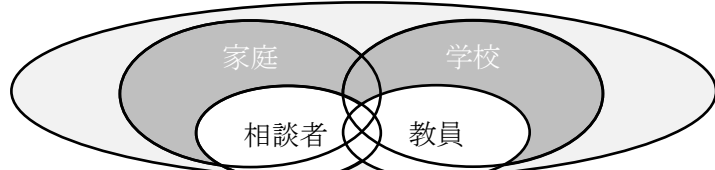
- ・内容は一人一人異なります。
- ・困りごとや求める対応について聞き、できる対応を考えてください。
- ・希望の実現が難しい場合は、気持ちを受け止めた上で、共に代替案を考えてください。

#### ③ つなげる

##### 現状を確認する

誰に話しているのか/いないのかを確認します。

##### 情報を共有する範囲をコントロールする（ゾーニング）



##### 他の人に話してよい

- ・伝えてよい範囲を確認し、管理職やスクールカウンセラー、養護教諭等の「サポートチーム」を作って組織的に対応します。
- ・必要に応じて、外部の相談機関とも連携して対応します。

##### 話をしないで欲しい

- ・困ったとき、悩んでいるときはいつでも話を聞くことを話し、安心して相談できるようにしてください。
- ・書籍・DVDなど、必要に応じて伝えてください。
- ・相談機関は、匿名性を守りながら利用することができることを伝えてください。

### （2）留意点

#### ① 基本姿勢

慌てない	焦らない	丸投げしない
------	------	--------

#### ② 決めつけない

- ・自分のセクシュアリティを決められるのは、自分だけです。
- ・「思い過ごしじゃないか?」「いつか“治る”よ」など、本人のセクシュアリティを否定したり、「だったら〇〇じゃないの?」など、決定を促したりしないでください。
- ・セクシュアリティは迷ったり、決めないでいたり、いつ変わってもいいのです。
- ・なにかにあてはめようとせず、その子をそのままに受け止めてください。

#### ③ 広めない 勝手に共有しない

- ・セクシュアリティが意図せず他の先生や、保護者、生徒に伝わることで学校・家庭・地域で安全に過ごせなくなる場合があります。
- ・生命の危険等、緊急性の高い場合を除き、情報共有が必要な場合は、共有して良い範囲を本人に確認し、了承を得る必要があります。
- ・教員が相談機関を活用する際には、個人情報には触れることの無いよう注意が必要です。

## 第3部・Q &amp; A

(1) 標準服等の選択について申し出があった場合、どのように対応する必要がありますか。

A 標準服や体育着、水着等男女で異なる場合は、児童・生徒やその保護者からの申し出によって、希望するものの着用を検討ください。

ジャージ登校や、そのままの標準服で構わないなど、児童・生徒によって様々なケースが考えられるので、戸籍での性別を理由に一元的な対応をしないよう注意し、児童・生徒及びその保護者との話し合いによって、児童・生徒ごとにルールを定める配慮も必要です。

成長とともに、ルールを変更することにも柔軟にご対応ください。

(2) LGBTに係る児童・生徒への進路指導について、どのようなことに留意すべきですか。

A LGBT当事者である児童・生徒は、自分が他者と異なると考え、自身の将来を思い描きにくい状況に陥ることがあります。児童・生徒一人一人と向き合い、先入観なく進路指導を行い、進路や生き方について学ぶ機会には、多様な生き方があることを学べるようにします。

(3) 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A 文部科学省の通知では、「学校においては、LGBTに係る児童・生徒への配慮と、他の児童・生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

(4) 学校としてLGBTに係る児童・生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

A LGBTに係る児童・生徒やその保護者や、性自認等について、他の児童・生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童・生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童・生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識をもち、日頃より児童・生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

(5) LGBTに係る児童・生徒への配慮と、他の児童・生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A LGBTに係る児童・生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童・生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童・生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、LGBTに係る児童・生徒への配慮と、他の児童・生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

(6) 他の児童・生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童・生徒が他の児童・生徒や保護者に知らせておらず、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、文部科学省の通知では、他の児童・生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童・生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

(7) 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。

A 文部科学省の通知では、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

(8) 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童・生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童・生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

(10) サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

A サポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、LGBTに係る児童・生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

#### 出典

- ・足立区LGBTガイドライン（令和 年 月）
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」（平成27年4月30日文部科学省）
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（文部科学省 平成28年）
- ・性自認及び性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために～（平成29年3月）





## 相談窓口一覧

## 専門相談窓口

窓口名称	相談先・電話番号・概略	対応日時
あだちLGBT相談窓口	男女共同参画プラザ 03-3880-5222 ※LGBT当事者の相談員による 対面または電話相談 ※電話または専用フォームにて 要予約	原則 毎月第1月曜 17:00～20:00 毎月第3土曜 14:00～17:00 1回50分

## 外部機関

窓口名称	相談先・電話番号・概略	対応日時
よりそいホットライン	社会的包摂サポートセンター 0120-279-338 電話相談 ※ガイダンスに沿って#4を押して ください(フリーダイヤル)	24時間対応
性自認および性的指向に関する専門電話相談	東京都 03-3812-3727 電話相談 HP→ 	毎週火曜・金曜 18:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)
性自認及び性的指向に関する専門LINE相談 (LGBT相談@東京)	LINEの「公式アカウント」から「LGBT相談@東京」で検索し登録 または下記のQRコードを読み取る。 	毎週月曜・木曜 17:00～22:00 (祝日・年末年始を除く) (受付は21:30まで)
セクシュアル・マイノリティ電話法律相談	東京弁護士会 03-3581-5515	毎月第2・第4木曜 17:00～19:00 (祝祭日の場合は翌金曜)

- 参考
- ・足立区LGBTガイドライン(令和 年 月)
  - ・令和2年度人権教育研修会「多様な性的指向・性自認と人権」LGBT法連合会事務局代理 下平 武氏 資料
  - ・LGBT法連合会(2019)「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)」
  - ・特定非営利活動法人 ReBit「多様な性って何だろう<先生用ハンドブック>」
  - ・公益社団法人学校教育開発研究所「LGBT入門講座第7回 学校現場でできること(2) 個別の支援について」